

提出された御意見と総務省の考え方
【意見募集期間：平成28年1月15日(金)～平成28年2月15日(月)】

| 意見 提出 番号 | 提出された御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の 修正の有無 |
|----------------|---|---|---|
| 1 | <p>本改正により比吸収率測定方法に係る平成27年電気通信技術審議会諮問第118号答申(以下平成27年答申)及び平成27年総務省告示第424号(以下、平成27年告示)に対応する試験方法が明確になり、大変有用なものと思われれます。 しかしながら、告示案について修正することにより内容が明確になると思われる点が4箇所ございます。</p> <p>該当箇所：七頁 第一の二の6の(1)</p> <p>① 平成27年答申の記載に「一連のSAR測定前の24時間以内に、ファントム液剤の電気的特性を測定すること。連続して測定する場合は、2日毎にファントム液剤の電気的特性を測定すること。被測定機の試験が48時間を超える場合は、試験が終了する前にファントム液剤の電気的特性を確認すること。ファントム液剤の電気的特性を保證することができれば、それより少ない頻度でもよいが、その場合でも測定の間隔は最長1週間とすること。」とあり、24時間を超えた場合の考え方が示されておりましたが、平成27年告示になった際に省略されていました。平成27年答申の考え方は適用可能と考えてもよろしいでしょうか。</p> <p>該当箇所：一四頁 第二の一の1の(3)</p> <p>試験機器及び測定装置等が周囲の電磁波の影響を受けないこと。この場合において、制御局シミュレータ、床及び位置決め装置等からの反射の影響は、10グラム平均局所比吸収率で0.012W/kg未満とすること。ただし、反射の影響がこれを超える場合であって、当該反射の影響を不確かさに追加したときは、この限りでない。</p> <p>② 平成27年告示内にございます「ウ 周囲雑音による影響が一〇グラム平均局所比吸収率で一キログラム当たり〇・〇一ワット以下であること」の記載が意見募集案では反射の影響のみとなっており、周囲雑音の影響が抜けていると思われれます。</p> <p>該当箇所：一八頁 第二の一の4の(2)</p> <p>③ 図が略となっておりますが、現行の別表79と、今回の意見募集案の第一の二の1の図面が異なっているためどちらの図面が掲載されるかが不明です。 ※現行の別表79では「ブローブ先端と底面の距離」や「ビーカーの直径」の寸法等が記載されていましたが、意見募集案では削除されており、どちらの図が最終的に掲載されるのかがわかりづらい状態です。(意見募集案の八ページと同じ図面であれば問題ありません)</p> <p>該当箇所：なし</p> <p>④ 平成27年告示に記載されておりましたが「高速SAR測定法を用いたスクリーニング」及び、「試験数削減」に関する記載が本告示案にはありませんが、実際は適用可能と考えてもよろしいでしょうか？</p> | <p>頂いた御意見は、本改正案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>本改正案については、平成27年総務省告示第424号(人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件の一部を改正する件)に基づき、技術基準適合証明のための特性試験の試験方法を定めたものであり、当該告示で規定されていない測定方法については、本改正案においても適用できないため、原案のままといたします。 なお、頂いた御意見については、平成27年総務省告示第424号の改定等も含め、今後の検討課題と考えております。</p> <p>御意見を受けまして、周囲雑音の影響を考慮する場合につきましても、本改正案に反映いたします。</p> <p>御意見を受けまして、第一の二の1の図と同様の記載となるよう、本改正案に反映いたします。</p> <p>御意見を受けまして、平成27年総務省告示第424号(人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件の一部を改正する件)に基づき適用可能となるよう、本改正案に反映いたします。</p> | <p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> |
| | 【一般社団法人 電波産業会】 | | |